

令和3年度 豊田市居住支援協議会事業計画

活動初年度となる令和3年度においては、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人からの各種相談に対し、各構成員の持つノウハウを共有・活用しながら構成員間の連携を図り対応することができる体制の構築を進める。

1 総会及び部会

(1) 総会

会則のとおり総会を1回開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催する。

(2) 部会

令和3年度においては、部会を組織しない。

ただし、翌年度以降の部会の組織を目指し、部会のテーマとなる課題を居住支援対応実績から抽出し、精査する。

2 実施事業

(1) 居住支援相談台帳の整備

各構成員又は構成員の協会会員の窓口において、他の構成員又は構成員でない者へつないだ案件又は連携を図った相談案件について、当該案件の概要、対応経過及び当該案件において障害になった課題がわかるような台帳（以下、「居住支援相談台帳」という。）を作成し、対応した構成員、構成員の協会会員又は構成員の委託先事業者が記録する。

居住支援相談台帳はインターネットのクラウドサービスを活用し、各構成員で適宜入力することができるようにする。

居住支援相談台帳により、各案件の対応記録を確認できるため構成員の居住支援に係る知識を増やす。また、豊田市における居住支援の限界点を見極め、必要な支援策を検討するために活用する。

(2) 構成員の持つ支援制度の情報共有

年1回の総会において、構成員の実施する支援等居住支援に係る制度の情報提供を行う。

また、構成員の業務の参考とするため居住支援相談台帳を保存するクラウドサービスにも支援制度のチラシ等を格納し、必要に応じて各窓口来所者へ配布する。

(3) 豊田市居住支援協議会及び相談窓口の周知

豊田市居住支援協議会の相談窓口・窓口ごとに相談できる内容・連絡先・支援制度のチラシ等を豊田市等のホームページに掲載し、広く市民に周知する。

(4) ケース会議等

居住支援の相談を受けた構成員が複合的な問題を抱える案件に対し必要と認める場合、構成員を始め関係者を招集しケース会議等を適宜行う。